

特定個人情報保護評価書(重点項目評価書)

評価書番号	評価書名
3	予防接種に関する事務 重点項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

平塚市は、予防接種に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために十分な措置を行い、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを、宣言する。

特記事項

—

評価実施機関名

神奈川県平塚市長

公表日

令和4年10月11日

項目一覧

I 基本情報
II 特定個人情報ファイルの概要
(別添1) 特定個人情報ファイル記録項目
III リスク対策
IV 開示請求、問合せ
V 評価実施手続
(別添2) 変更箇所

I 基本情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	予防接種に関する事務
②事務の内容	<p>(評価対象事務全体の概要) 予防接種法(昭和二十三年法律第六十八号)及び新型コロナウイルス等対策特別措置法に基づく予防接種の実施又は給付の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの。 1. 住民であって政令で定める者に対し、期日・期間を指定して予防接種を行わなければならないこととなっており、その実施に係る事務。 2. 定期の予防接種又は臨時の予防接種を受けたことにより疾病にかかり、障害の状態となり、又は死亡した場合に、健康被害救済の給付を行うこととされており、支給を受ける者が請求する際の手続。</p> <p>(特定個人情報ファイルを使用して実施する事務の具体的な内容) 予防接種法(昭和二十三年法律第六十八号)及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下「番号法」という。)の規定に従い、特定個人情報を以下の事務で取り扱う。 ① 住民であって政令で定める者に対し、期日・期間を指定して予防接種を行わなければならないこととなっており、その実施に係る事務。 ② 定期の予防接種又は臨時の予防接種を受けたことにより疾病にかかり、障害の状態となり、又は死亡した場合に、健康被害救済の給付を行うこととされており、支給を受ける者が請求する際の手続</p> <p>(新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務) ・ワクチン接種記録システム(VRS)へ予防接種対象者及び発行した接種券の登録を行う。 ・予防接種の実施後に接種記録等を登録、管理し、他市区町村へ接種記録の照会・提供を行う。 ・予防接種の実施後に、接種者からの申請に基づき、新型コロナウイルス感染症予防接種証明証の交付を行う</p>
③対象人数	[10万人以上30万人未満] <選択肢> 1) 1,000人未満 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満
2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム	
システム1	
①システムの名称	健康管理システム
②システムの機能	1. 入力機能 予防接種を受けた者の接種内容の入力や管理 2. データ照会機能 予防接種を受けた者の接種内容の確認 3. データ抽出機能 予防接種を受けた者の接種内容のデータ抽出
③他のシステムとの接続	[] 情報提供ネットワークシステム [<input checked="" type="checkbox"/>] 庁内連携システム [] 住民基本台帳ネットワークシステム [] 既存住民基本台帳システム [] 宛名システム等 [] 税務システム [] その他 ()
システム2~5	
システム2	
①システムの名称	中間サーバー
②システムの機能	(1) 符号管理機能 情報照会・情報提供に用いる個人の識別子である「符号」と情報保有機関内で個人を特定するために利用する「団体内統合宛名番号」とを紐付け、その情報を保管・管理する。 (2) 情報照会機能 情報照会ネットワークシステムを介して、特定個人情報(連携対象)の情報照会及び情報提供受領(照会した情報の受領)を行う。 (3) 情報提供機能 情報提供ネットワークシステムを介して、情報照会要求の受領及び当該特定個人情報(連携対象)の提供を行う。 (4) 既存システム接続機能 中間サーバーと各事務システム、統合宛名システム及び既存住基システムとの間で情報照会内容、情報提供内容、特定個人情報(連携対象)、符号取得のための情報等について連携する。 (5) 情報提供等記録管理機能 特定個人情報(連携対象)の照会、または提供があった旨の情報提供等記録を生成し、管理する。 (6) 情報提供データベース管理機能 特定個人情報(連携対象)を副本として保持・管理する。 (7) データ送受信機能 中間サーバーと情報提供ネットワークシステム(インターフェイスシステム)との間で、情報照会・情報提供・符号取得のための情報等について連携する。 (8) セキュリティ管理機能 セキュリティを管理する。 (9) 職員認証・権限管理機能 中間サーバーを利用する職員の認証と職員に付与された権限に基づいた各種機能や特定個人情報(連携対象)へのアクセス制御を行う。 (10) システム管理機能 バッチ処理の状況管理、業務統計情報の集計、稼働状況の通知、保管切れの情報の削除を行う。

③他のシステムとの接続	[<input checked="" type="checkbox"/>] 情報提供ネットワークシステム	[<input checked="" type="checkbox"/>] 庁内連携システム
	[<input type="checkbox"/>] 住民基本台帳ネットワークシステム	[<input type="checkbox"/>] 既存住民基本台帳システム
	[<input type="checkbox"/>] 宛名システム等	[<input type="checkbox"/>] 税務システム
	[<input type="checkbox"/>] その他 ()	

システム3	
①システムの名称	共通基盤システム(庁内連携システム)
②システムの機能	各業務システムにて相互に必要とされる副本データの連携・保存をする。 (1)住記情報の連携:住記システムにおいて登録された異動情報を他業務システムへ連携する。 (2)住登外情報の連携:他業務システムが登録した住登外者を他業務システムへ連携する。 (3)各資格情報の連携:他業務システムから連携された国保資格情報等の資格情報を業務システムへ連携する。 (4)特定個人情報の登録:他業務システムから連携された特定個人情報を中間サーバへ連携する。 (5)符号取得:中間サーバに対し団体内統合宛名番号と個人番号を連携し、処理通番と個人番号を中間サーバから取得する。
③他のシステムとの接続	[] 情報提供ネットワークシステム [] 庁内連携システム [] 住民基本台帳ネットワークシステム [<input checked="" type="checkbox"/>] 既存住民基本台帳システム [<input checked="" type="checkbox"/>] 宛名システム等 [<input checked="" type="checkbox"/>] 税務システム [] その他 ()
システム4	
①システムの名称	団体内統合宛名システム
②システムの機能	共通基盤システムで管理している宛名情報を管理、参照する。 (1)宛名情報の照会・検索:共通基盤システムで管理している宛名情報の照会を行う。 (2)住登外情報の登録:他業務システムで必要となった住登外者を登録する。
③他のシステムとの接続	[] 情報提供ネットワークシステム [<input checked="" type="checkbox"/>] 庁内連携システム [] 住民基本台帳ネットワークシステム [] 既存住民基本台帳システム [] 宛名システム等 [] 税務システム [] その他 ()
システム5	
①システムの名称	ワクチン接種記録システム(VRS)
②システムの機能	・ワクチン接種記録システムへの接種対象者・接種券発行登録 ・接種記録の管理 ・転出/死亡時等のフラグ設定 ・他市区町村への接種記録の照会・提供 ・新型コロナウイルス感染症予防接種証明書の交付に係る接種記録の照会 ・新型コロナウイルス感染症予防接種証明書の電子申請受付・電子交付の実施 ・新型コロナウイルス感染症予防接種証明書のコンビニ交付の実施
③他のシステムとの接続	[] 情報提供ネットワークシステム [] 庁内連携システム [] 住民基本台帳ネットワークシステム [] 既存住民基本台帳システム [] 宛名システム等 [] 税務システム [<input checked="" type="checkbox"/>] その他 (健康管理システム)
3. 特定個人情報ファイル名	
健康管理システムデータファイル(予防接種システム)	
4. 個人番号の利用 ※	
法令上の根拠	番号法第9条第1項 別表第1 第10項、第93の2項 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令 第10条、第67条の2 番号法第19条第16号(新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務におけるワクチン接種記録システムを用いた情報提供・照会のみ) 番号法第19条第6号(委託先への提供)
5. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ※	
①実施の有無	[実施する] <選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	(特定個人情報の提供ができる根拠規定) 番号法第19条第7号 別表第2 第16の2項、第115の2項 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第12条の2、第59条の2

(特定個人情報の照会ができる根拠規定)	(特定個人情報の照会ができる根拠規定) 番号法第19条第7号 別表第2 第16の2、第17項、第18項、第19項、第115の2項 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第12条の2、第12条の3、第13条、第13条の2、第59条の2
6. 評価実施機関における担当部署	
①部署	健康課
②所属長の役職名	健康課長
7. 他の評価実施機関	
-	

II 特定個人情報ファイルの概要

1. 特定個人情報ファイル名	
健康管理システムデータファイル(予防接種システム)	
2. 基本情報	
①ファイルの種類 ※	[システム用ファイル] <選択肢> 1) システム用ファイル 2) その他の電子ファイル(表計算ファイル等)
②対象となる本人の数	[10万人以上100万人未満] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
③対象となる本人の範囲 ※	平塚市の区域内の住民(住基法第5条に基づき住民基本台帳に記録された住民)
その必要性	住民の予防接種に関する記録の適正な管理を図るため、住民の予防接種に関する記録を正確かつ統一的去に行い、住民の疾病予防を促進する必要があるため。
④記録される項目	[50項目以上100項目未満] <選択肢> 1) 10項目未満 2) 10項目以上50項目未満 3) 50項目以上100項目未満 4) 100項目以上
主な記録項目 ※	<ul style="list-style-type: none"> ・識別情報 [<input type="checkbox"/>] 個人番号 [<input type="checkbox"/>] 個人番号対応符号 [<input type="checkbox"/>] その他識別情報(内部番号) ・連絡先等情報 [<input type="checkbox"/>] 4情報(氏名、性別、生年月日、住所) [<input type="checkbox"/>] 連絡先(電話番号等) [<input type="checkbox"/>] その他住民票関係情報 ・業務関係情報 [<input type="checkbox"/>] 国税関係情報 [<input type="checkbox"/>] 地方税関係情報 [<input type="checkbox"/>] 健康・医療関係情報 [<input type="checkbox"/>] 医療保険関係情報 [<input type="checkbox"/>] 児童福祉・子育て関係情報 [<input type="checkbox"/>] 障害者福祉関係情報 [<input type="checkbox"/>] 生活保護・社会福祉関係情報 [<input type="checkbox"/>] 介護・高齢者福祉関係情報 [<input type="checkbox"/>] 雇用・労働関係情報 [<input type="checkbox"/>] 年金関係情報 [<input type="checkbox"/>] 学校・教育関係情報 [<input type="checkbox"/>] 災害関係情報 [<input type="checkbox"/>] その他 ()
その妥当性	<ul style="list-style-type: none"> ・個人番号: 予防接種対象者を正確に把握し、住民に関する記録の適正な管理を図るため ・その他識別情報(内部番号): 予防接種対象者を正確に把握し、住民に関する記録の適正な管理を図るため ・4情報及びその他住民票関係情報: 予防接種対象者への通知の送付先を確認するため ・健康・医療関係情報: 住民の予防接種に関する記録の適正な管理を図るため。
全ての記録項目	別添1を参照。
⑤保有開始日	平成27年10月1日
⑥事務担当部署	健康課

3. 特定個人情報の入手・使用		
①入手元 ※	<input type="checkbox"/> 本人又は本人の代理人 <input type="checkbox"/> 評価実施機関内の他部署 (市民課、市民税課、介護保険課、保険年金課) <input type="checkbox"/> 行政機関・独立行政法人等 (全国健康保険協会、健康保険組合、国民健康保険組合、国家公務員共済組合、日本年金機構) <input type="checkbox"/> 地方公共団体・地方独立行政法人 (都道府県知事、市町村長、後期高齢者医療広域連合、地方公務員共済組合) <input type="checkbox"/> 民間事業者 (予防接種実施機関) <input type="checkbox"/> その他 ()	
②入手方法	<input type="checkbox"/> 紙 [] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [] フラッシュメモリ <input type="checkbox"/> 電子メール [] 専用線 [] 庁内連携システム <input type="checkbox"/> 情報提供ネットワークシステム <input type="checkbox"/> その他 (ワクチン接種記録システム(VRS)(新型コロナウイルス感染症予防接種証明書 書電子交付機能を含む。)コンビニエンスストア等のキオスク端末及び証明書 書交付センターシステム)	
③使用目的 ※	住民の予防接種に関する記録の適正な管理を図るため。	
④使用の主体	使用部署	健康課
	使用者数	[50人以上100人未満] <選択肢> 1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上
⑤使用方法		1. 住民であって政令で定める者に対し、期日・期間を指定して予防接種を行わなければならないこととなっており、その実施に係る事務 ・住民が接種した予防接種に関する情報から予防接種管理業務を行う。 2. 定期の予防接種又は臨時の予防接種を受けたことにより疾病にかかり、障害の状態となり、又は死亡した場合に、健康被害救済の給付を行うこととされており、支給を受ける者が請求する際の手続 ・住民が接種した予防接種により健康被害を受けたことに関する情報から予防接種健康被害救済業務を行う。 (新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務) ・当市区町村への転入者について、転出元市区町村へ接種記録を照会するとともに、接種券の発行のために特定個人情報を使用する。 ・当市区町村からの転出者について転出先市区町村へ当市区町村での接種記録を提供するために特定個人情報を使用する。 ・新型コロナウイルス感染症予防接種証明書の交付の際、接種記録を照会するために特定個人情報を使用する。
	情報の突合	1. 住民であって政令で定める者に対し、期日・期間を指定して予防接種を行わなければならないこととなっており、その実施に係る事務 ・予防接種実施医療機関から提出された予診票に記載されている予防接種を受けた者の情報と、健康管理システムで保有する対象者の情報との突合を行うことにより、予防接種を受けた者を正確に把握する。 2. 定期の予防接種又は臨時の予防接種を受けたことにより疾病にかかり、障害の状態となり、又は死亡した場合に、健康被害救済の給付を行うこととされており、支給を受ける者が請求する際の手続 ・本人から提出された予防接種健康被害救済の申請情報と、健康管理システムで保有する対象者の情報との突合を行うことにより、対象者を正確に把握する。 (新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務) 当市区町村からの転出者について、当市区町村での接種記録を転出先市区町村に提供するために、他市区町村から個人番号を入手し、当市区町村の接種記録と突合する
⑥使用開始日	平成28年1月1日	

4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託		
委託の有無 ※	[委託する] <選択肢> 1) 委託する 2) 委託しない (4) 件	
委託事項1		
健康管理システムデータパンチ業務委託		
①委託内容	健康管理システムに入力するためのデータ作成業務	
②委託先における取扱者数	[10人以上50人未満] <選択肢> 1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上	
③委託先名	株式会社ワークス	
再委託	④再委託の有無 ※	[再委託しない] <選択肢> 1) 再委託する 2) 再委託しない
	⑤再委託の許諾方法	
	⑥再委託事項	
委託事項2～5		
委託事項2		
遠隔地保管		
①委託内容	特定個人情報データの滅失等に備えたバックアップデータの保管業務	
②委託先における取扱者数	[10人未満] <選択肢> 1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上	
③委託先名	東武デリバリー株式会社	
再委託	④再委託の有無 ※	[再委託しない] <選択肢> 1) 再委託する 2) 再委託しない
	⑤再委託の許諾方法	
	⑥再委託事項	
委託事項3		
健康管理システムの運用・保守		
①委託内容	予防接種に関する事務における特定個人情報ファイルの一部取扱い	
②委託先における取扱者数	[10人未満] <選択肢> 1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上	
③委託先名	日本電子計算株式会社	
再委託	④再委託の有無 ※	[再委託しない] <選択肢> 1) 再委託する 2) 再委託しない
	⑤再委託の許諾方法	
	⑥再委託事項	
委託事項4		
新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務に関するワクチン接種記録システム(VRS)(新型コロナウイルス感染症予防接種証明書電子交付機能及びコンビニ交付関連機能を含む)を用いた特定個人情報ファイルの管理等		
①委託内容	新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務に関するワクチン接種記録システム(VRS)(新型コロナウイルス感染症予防接種証明書電子交付機能及びコンビニ交付関連機能を含む)を用いた特定個人情報ファイルの整理等	
②委託先における取扱者数	[10人以上50人未満] <選択肢> 1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満	

5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上

③委託先名

株式会社ミラボ

再委託	④再委託の有無 ※	[再委託しない]	<選択肢> 1) 再委託する 2) 再委託しない
	⑤再委託の許諾方法		
	⑥再委託事項		

6. 特定個人情報の保管・消去

保管場所 ※	<p>1. 運用における措置 帳票類は施錠のできる倉庫やキャビネットにより厳重に管理されている。</p> <p>2. システムにおける措置 <健康管理システムにおける措置> ①健康管理システムサーバーは耐震・耐火・耐水の対策を施したサーバー室に設置している。 ②サーバー室の入退室には認証システム、監視カメラを用いており、厳重に管理されている。またサーバーラックの鍵には鍵管理システムを用いており、更にセキュリティレベルを厳重に管理している。 ③保存されたデータのバックアップは委託業者により遠隔地へ保管しているが、施錠された専用のケースにて運搬し、秘密保持誓約書を提出させている。 ④保守作業上のデータ消去の際は作業報告書を提出させている。</p> <p><中間サーバーにおける措置> ①中間サーバー・プラットフォームはデータセンターに設置しており、データセンターへの入館及びサーバー室への入室を厳重に管理する。 ②特定個人情報は、サーバー室に設置された中間サーバーのデータベース内に保存され、バックアップもデータベース上に保存される。 ③特定個人情報の消去は地方公共団体からの操作によって実施されるため、通常、中間サーバー・プラットフォームの保守・運用を行う事業者が特定個人情報を消去することはない。 ディスク交換やハード更改等の際は、中間サーバー・プラットフォームの保守・運用を行う事業者において、保存された情報が読み出しできないよう、物理的破壊又は専用ソフト等を利用して完全に消去する。</p> <p><共通基盤システムにおける措置> ①共通基盤システムのサーバーは耐震・耐火・耐水の対策を施したサーバー室に設置している。 ②サーバー室の入退室には認証システム、監視カメラを用いており、厳重に管理されている。またサーバーラックの鍵には鍵管理システムを用いており、更にセキュリティレベルを厳重に管理している。 ③保存されたデータのバックアップは委託業者により遠隔地へ保管しているが、施錠された専用のケースにて運搬し、秘密保持誓約書を提出させている。 ④保守作業上のデータ消去の際は作業報告書を提出させている。</p> <p><団体内統合宛名システムにおける措置> ①共通基盤システムのサーバーは耐震・耐火・耐水の対策を施したサーバー室に設置している。 ②サーバー室の入退室には認証システム、監視カメラを用いており、厳重に管理されている。またサーバーラックの鍵には鍵管理システムを用いており、更にセキュリティレベルを厳重に管理している。 ③保存されたデータのバックアップは委託業者により遠隔地へ保管しているが、施錠された専用のケースにて運搬し、秘密保持誓約書を提出させている。 ④保守作業上のデータ消去の際は作業報告書を提出させている。</p> <p><ワクチン接種記録システムにおける追加措置> ワクチン接種記録システムは、特定個人情報の適切な取扱いに関するガイドライン、政府機関等の情報セキュリティ対策のための統一基準群に準拠した開発・運用がされており、情報セキュリティの国際規格を取得している。クラウドサービスを利用している。なお、以下のとおりのセキュリティ対策を講じている。 ・論理的に区分された当市区町村の領域にデータを保管する。 ・当該領域のデータは、暗号化処理をする。 ・個人番号が含まれる領域はインターネットからアクセスできないように制御している。 ・国、都道府県からは特定個人情報にアクセスできないように制御している。 ・日本国内にデータセンターが存在するクラウドサービスを利用している。 (新型コロナウイルス感染症予防接種証明書電子交付機能) 電子交付アプリ及び同アプリの利用端末には、申請情報を記録しないこととしている。 (新型コロナウイルス感染症予防接種証明書コンビニ交付) 証明書交付センターシステム及びキオスク端末には、申請情報・証明書データを記録しないこととしている。</p>
--------	---

7. 備考

<p><ワクチン接種記録システムにおける追加措置> ・自機関の領域に保管されたデータのみ、ワクチン接種記録システムを用いて消去することができる。 ・自機関の領域に保管されたデータは、他機関から消去できない。※クラウドサービスは、IaaSを利用し、クラウドサービス事業者からはデータにアクセスできないため、消去することができない。</p>
--

(別添1) 特定個人情報ファイル記録項目

<健康管理システムデータファイル(予防接種システム)全記録項目>(68項目)

(個人基本情報)

1. 個人番号、2. 統合宛名番号、3. 宛名番号、4. 世帯番号、5. カナ氏名、6. 漢字氏名、7. 生年月日、8. 性別、9. 続柄、10. 郵便番号、11. 住所、12. 方書、13. 地区名、14. 小学校区、15. 中学校区、16. 電話番号、17. Eメールアドレス、18. 異動事由、19. 異動日、20. 異動届出日、21. 住民になった事由、22. 住民になった異動日、23. 住民になった届出日、24. 住民でなくなった事由、25. 住民でなくなった異動日、26. 住民でなくなった届出日、27. 住定日事由、28. 住定日、29. 住定日 届出日、30. 住民区分、31. 外国人判定、32. 国籍、33. 転入前住所、34. 転出後住所

(外国人情報)

35. 外国人住民日、36. 第30条45規定区分、37. 在留資格、38. 在留期間、39. 在留カード等番号

(乳幼児接種情報)

40. 接種コード、41. 接種回数、42. 接種日、43. 接種日年齢(月齢)、44. 年度末年齢(月齢)、45. 接種判定、46. 混合接種何種、47. 肺炎球菌種類、48. 請求月、49. 医療機関、50. 接種医、51. LotNo、52. 接種量、53. 予診有無、54. 未接種理由

(高齢者接種情報)

55. 接種コード、56. 接種年度、57. 接種日、58. 接種日年齢、59. 年度末年齢、60. 接種判定、61. 請求月、62. 医療機関、63. 接種医、64. LotNo、65. 接種量、66. 実費徴収区分、67. 済証交付有無、68. 65歳未満接種理由

(新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種に関する記録項目)(15項目)

1. 個人番号、2. 宛名番号、3. 自治体コード、4. 接種券番号、5. 属性情報(氏名、生年月日、性別)、6. 接種状況(実施/未実施)、7. 接種回(1回目/2回目/3回目)、8. 接種日、9. ワクチンメーカー、10. ロット番号、11. ワクチン種類(※)、12. 製品名(※)、13. 旅券関係情報(旧姓・別姓・別名・ローマ字氏名、国籍、旅券番号)(※)、14. 証明書ID(※)、15. 証明書発行年月日(※)

※新型コロナウイルス感染症予防接種証明書の交付に必要な場合のみ

Ⅲ リスク対策 ※(7. ②を除く。)

1. 特定個人情報ファイル名	
健康管理システムデータファイル(予防接種システム)	
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)	
リスク: 目的外の入手が行われるリスク	
リスクに対する措置の内容	<p>1. 運用における措置 (窓口等対面による入手における措置) ・申請を受け付ける窓口において、本人確認書類の確認を厳格に行い、本人以外の情報を記載させないように徹底する。 ・予防接種実施医療機関において個人情報を収集する場合は、その目的を明確にし、目的達成のために必要最低限のものとしなければならないことを規定している。</p> <p>2. システムにおける措置 <共通基盤システムにおける措置> ①各業務システム間での情報連携のために、各システムの副本データを置くものであり、各システムが自動連携するシステムであるので、操作者が直接アクセスすることができないシステムとなっている。 ②データを抽出する場合、データ利用を希望する課は、データ主管課の許可、市民情報・相談課の承認を得た上で情報政策課へ依頼し、情報政策課が抽出作業を行う。</p> <p><団体内統合宛名システムにおける措置> 共通基盤システムを経由した各業務システムと中間サーバーとの連携を行うものである。このシステムは、完全自動化されているため、職員等が直接アクセスすることはできなくなっている。また、操作ログを保管する機能を有している。</p> <p><業務端末における措置> 端末毎に、ローカルデータの書き込み禁止、USBメモリ等へのデータの書き込み禁止の制御を行っている。 業務上USBメモリによるデータの移動が必要な場合も、システムにて登録した上で使用できるよう制御している。また、ファイル毎の操作ログを取得している。</p> <p>(新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務における追加措置) ①転入者本人からの個人番号の入手 当市区町村の転入者について、転出先市区町村へ接種記録を照会するために、本人から個人番号を入手する場合は、新接種券発行申請書兼接種記録確認同意書等により本人同意を取得し、さらに、番号法第16条に基づき、本人確認書類を確認することで、対象者以外の入手を防止する。 ②他市区町村からの個人番号の入手 当市区町村からの転出者について当市区町村での接種記録を転出先市区町村へ提供するため、他市区町村から個人番号を入手するが、その際は、他市区町村において住民基本台帳等により照会対象者の個人番号であることを確認した上でワクチン接種記録システムを通じて入手する。 ③転出元市区町村からの接種記録の入手 当市区町村への転入者について、転入元市区町村から接種記録を入手するが、その際は、当市区町村において住民基本台帳等により照会対象者の個人番号であることを確認し、当該個人番号に対応する個人の接種記録のみをワクチン接種記録システム(VRS)を通じて入手する。 ④新型コロナウイルス感染症予防接種証明書の交付申請者からの個人番号の入手 接種者について、新型コロナウイルス感染症予防接種証明書の交付のために個人番号を入手するのは、接種者から接種証明書の交付申請があった場合のみとし、さらに、番号法第16条に基づき、本人確認書類を確認することで、対象者以外の情報を入手を防止する。</p> <p>(新型コロナウイルス感染症予防接種証明書電子交付機能、コンビニ交付) 交付申請には、個人番号コードのICチップ読み取り(券面事項入力補助AP)と暗証番号入力(券面事項入力補助APの暗証番号)による二要素認証を必須とすることで、対象者以外の情報の入手を防止する。</p>
リスクへの対策は十分か	[十分である] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置	
(ワクチン接種記録システムにおける追加措置) ・入手した特定個人情報については、限定された端末を利用して国から配布されたユーザーIDを使用し、ログインした場合だけ、アクセス	

スできるように制御している。

・ワクチン接種記録システムのデータベースは、市区町村ごとに論理的に区分されており、他市区町村の領域からは特定個人情報の入手がでないようアクセス制御している

・入手する特定個人情報については、情報漏えいを防止するために、暗号化された通信回線を使用する。

(新型コロナウイルス感染症予防接種証明書電子交付機能)

- ・個人番号カードや旅券の読み取りにより必要な情報を入手し、申請者の自由入力避けることで、交付申請者が不要な情報を送信してしまうリスクを防止する。
- ・当該機能では、専用アプリからのみ交付申請を可能とする。アプリの改ざん防止措置を講じることで、意図しない不適切な方法で特定個人情報が送信されることを避ける。
- ・個人番号カードのICチップ読み取り(券面事項入力補助AP)と暗証番号入力(券面事項入力補助APの暗証番号)による二要素認証で本人確認を行うため、本人からの情報のみが送信される。
- ・券面入力補助APを活用し、個人番号カード内の記憶領域に格納された個人番号を申請情報として自動的に入力することにより、不正確な個人番号の入力を抑止する措置を講じている。
- ・券面事項入力補助APから取得する情報(4情報・マイナンバー)に付されている署名について、VRSにおいて真正性の検証を行い、送信情報の真正性を確認する措置を講じている。
- ・電子交付アプリとVRSとの通信は暗号化を行うことにより、通信内容の秘匿及び盗聴防止の対応をしている。

(新型コロナウイルス感染症予防接種証明書コンビニ交付)

- ・個人番号カードの読み取りにより必要な情報を入手し、申請者の自由入力避けることで、交付申請者が不要な情報を送信してしまうリスクを防止する。
- ・証明書交付センターにおいてキオスク端末の操作画面を制御し、コンビニ交付に対応する市町村に対してのみキオスク端末から交付申請を可能とすることで、意図しない不適切な方法で特定個人情報が送信されることを避ける。
- ・個人番号カードのICチップ読み取り(券面事項入力補助AP)と暗証番号入力(券面事項入力補助APの暗証番号)による二要素認証で本人確認を行うため、本人からの情報のみが送信される。
- ・券面入力補助APを活用し、個人番号カード内の記憶領域に格納された個人番号を申請情報として自動的に入力することにより、不正確な個人番号の入力を抑止する措置を講じている。
- ・券面事項入力補助APから取得する情報(4情報・マイナンバー)に付されている署名について、証明書交付センターシステムにおいて真正性の検証を行い、送信情報の真正性を確認する措置を講じている。
- ・キオスク端末と証明書交付センターシステム間の通信については専用回線、証明書交付センターシステムとVRS間の通信についてはLGWAN回線を使用し、情報漏えいを防止する。また、通信は暗号化を行うことにより、通信内容の秘匿及び盗聴防止の対応をしている。さらに、キオスク端末の画面表示や音声案内により、マイナンバーカード及び証明書の取り忘れ防止対策を実施する。

3. 特定個人情報の使用	
リスク1: 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスク	
リスクに対する措置の内容	<p>○システムにおける措置 <健康管理システムにおける措置> ユーザIDに応じた権限を付与しており、目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けに制限をかけている。</p> <p><共通基盤システムにおける措置> 各業務システム間での情報連携のために、各システムの副本データを置くものであり、各システムが自動連携するシステムであるので、操作者が直接アクセスすることができないシステムとなっている。連携内容の変更は、限られたシステム管理者しかできず、システム管理者のアクセスログの取得も行っている。</p> <p><団体内統合宛名システムにおける措置> 共通基盤システムを経由した各業務システムと中間サーバーとの連携を行うものである。このシステムは、完全自動化されているため、職員等が直接アクセスすることはできなくなっている。</p> <p>(ワクチン接種記録システムにおける追加措置) ・接種会場等では、接種券番号の読取端末(タブレット端末)からインターネット経由でワクチン接種記録システムに接続できるが、個人番号にはアクセスできないように制御している。</p>
リスクへの対策は十分か	<p>[十分である] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている</p>
リスク2: 権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスク	
ユーザ認証の管理	<p>[行っている] <選択肢> 1) 行っている 2) 行っていない</p>
具体的な管理方法	<p>○システムにおける措置 <健康管理システムにおける措置> 健康管理システムにて使用するユーザIDは人事異動時に加え、退職・休職等に随時メンテナンスを行っている。 健康管理システムにて使用するパスワードは定期的に変更を行っている。</p> <p><共通基盤システムにおける措置> 共通基盤システムにて使用する認証システムは人事異動時に加え、退職・休職等に随時メンテナンスを行っている。画面ロックの解除のための認証システムも同様にメンテナンスを行う。 一定期間アクセスログを保存する。</p> <p><団体内統合宛名システムにおける措置> このシステムは、職員等が直接アクセスすることはできなくなっている。管理者のパスワードは定期的に更新する。</p> <p>(ワクチン接種記録システムにおける追加措置) 権限のない者によって不正に使用されないよう、以下の対策を講じている。 ・ワクチン接種記録システムにおける特定個人情報へのアクセスは、LG-WAN端末による操作に限り可能になるよう制御している。 ・LG-WAN端末は限定された者しかログインできる権限を保持しない ・ワクチン接種記録システムにおけるログイン認証は、ユーザーID/パスワードにて行う。 ・ワクチン接種記録システムへのログイン用のユーザーIDは、国に対してユーザー登録を事前申請した者に限定して発行される。</p>
その他の措置の内容	<p>(ワクチン接種記録システムにおける追加措置) システム上の操作のログを取得しており、操作ログを確認できる。</p>
リスクへの対策は十分か	<p>[十分である] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている</p>

特定個人情報の使用におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置

1. 従業者が事務外で使用するリスクへの措置

- ・年1回、各課から選任された情報セキュリティ担当者を対象に情報セキュリティに必要な知識の習得を目的とした研修を実施し、この内容を所属職員に対しても研修することにより、事務外使用の禁止について周知徹底を図っている。
- ・業務外での使用禁止について、年1回の個人情報保護研修において指導徹底を図っている。
- ・他市町村等における類似の事象が発生・報道された際には、随時周知を行い注意喚起している。

2. 特定個人情報ファイルが不正に複製されるリスクへの措置

- ・業務端末は、特定個人情報ファイルデータが保存されない仕組みとなっている。
- ・システムのバックアップデータ等は厳重に管理し、権限の持った者のみがアクセスできる。

3. その他の特定個人情報の使用に関する措置

- ・スクリーンセーバー等を利用して、長時間にわたり個人情報(特定個人情報を含む。)を表示させない。
- ・各端末のディスプレイは、来庁者から見えない位置に置かれている。
- ・個人情報(特定個人情報を含む。)が表示された画面のハードコピーの取得は、事務処理に必要な範囲にとどめる。

(新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務における追加措置)

①住民基本台帳システムや予防接種台帳システムから特定個人情報を抽出したCSVファイルをワクチン接種記録システムへ登録する際には、以下のようにしている。

- ・作業を行う職員及び端末を必要最小限に限定する。
- ・作業に用いる電子記録媒体については、不正な複製、持ち出し等を防止するために、許可された専用の外部記録媒体を使用する。また、媒体管理簿等に使用の記録を記載する等、利用履歴を残す。
- ・作業に用いる電子記録媒体の取扱いについては、承認を行い、当該承認の記録を残す。
- ・電子記録媒体に格納するデータについては、暗号化やパスワード設定を行う。
- ・電子記録媒体による作業を終了したら、内部のデータを確実に消去する。管理簿に消去の記録を記載する等、消去履歴を残す。

②特定個人情報を使用する場面を、必要最小限に限定している。具体的には以下の3つの場面に限定している。

- ・当市区町村の転入者について、転出元市区町村へ接種記録を照会する場合のみ入手し、使用する。
- ・当市区町村からの転出者について、当市区町村での接種記録を転出先市区町村へ提供するために、個人番号を入手し、使用する。
- ・接種者について、新型コロナウイルス感染症予防接種証明書の交付申請があった場合に、接種記録を照会するために、個人番号を入手し、使用する。

③ワクチン接種記録システムからCSVファイルにてダウンロードする接種記録データには、個人番号が含まれない。

4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 [] 委託しない	
リスク: 委託先における不正な使用等のリスク	
委託契約書中の特定個人情報ファイルの取扱いに関する規定	[定めている] <選択肢> 1) 定めている 2) 定めていない
規定の内容	① 秘密保持義務 ② 事業所内からの特定個人情報の持出しの禁止 ③ 特定個人情報の目的外利用の禁止 ④ 再委託の禁止 ⑤ 漏えい事案等が発生した場合の委託先の責任 ⑥ 委託契約終了後の特定個人情報の返却又は廃棄 ⑦ 特定個人情報を取り扱う従業者の明確化 ⑧ 従業者に対する監督・教育、契約内容の遵守状況について報告を求める規定 ⑨ 実施機関において必要があると認めるときは、委託先に対して実地の調査(立入検査)を行うことができる
再委託先による特定個人情報ファイルの適切な取扱いの担保	[再委託していない] <選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない 4) 再委託していない
具体的な方法	—
その他の措置の内容	<新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務における追加措置> 当市区町村、国、当該システムの運用保守事業者の三者の関係を規定した「ワクチン接種記録システムの利用にあたっての確認事項(規約)」に同意することにより、当該確認事項に基づき、ワクチン接種記録システム(VRS)(新型コロナウイルス感染症予防接種証明書電子交付機能及びコンビニ交付関連機能を含む)に係る特定個人情報の取扱いを当該システムの運用保守事業者に委託することとする。 なお、次の内容については、当該確認事項に規定されている。 ・ 特定個人情報ファイルの閲覧者・更新者の制限 ・ 特定個人情報ファイルの取扱いの記録 ・ 特定個人情報の提供ルール/消去ルール ・ 委託契約書中の特定個人情報ファイルの取扱いに関する規定 ・ 再委託先による特定個人情報ファイルの適切な取扱いの確保 ・ 新型コロナウイルス感染症予防接種証明書電子交付機能において、申請者本人から特定個人情報の提供を受ける際の入手に係る保護措置
リスクへの対策は十分か	[十分である] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
特定個人情報ファイルの取扱いの委託におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置	
—	
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) [] 提供・移転しない	
リスク: 不正な提供・移転が行われるリスク	
特定個人情報の提供・移転に関するルール	[] <選択肢> 1) 定めている 2) 定めていない
ルールの内容及びルール遵守の確認方法	
その他の措置の内容	<ワクチン接種記録システムにおける追加措置> ワクチン接種記録システムでは、他市区町村への提供の記録を取得しており、委託業者から「情報提供等の記録」を入手し、記録の確認をすることができる。
リスクへの対策は十分か	[十分である] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。)におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置	
<ワクチン接種記録システムにおける追加措置> ・ 転出元市区町村への個人番号の提供 当市区町村への転入者について、転出元市区町村から接種記録を入手するため、転出元市区町村へ個人番号を提供するが、その際は、①本人同意及び本人確認が行われた情報だけをワクチン接種記録システムを用いて提供する。②個人番号と共に転出元の市区町村コードを送信する。そのため、仮に誤った市区町村コードを個人番号と共に送信したとしても、電文を受ける市区町村では、該当者がいないため、誤った市区町村に対して個人番号が提供されない仕組みとなっている。・ 特定個人情報の提供は、限定された端末(LG-WAN端末)だけができるように制御している。・ 特定個人情報を提供する場を、必要最小限に限定している。具体的には、当市区町村への転入者について、転出元市区町村での接種記録を入手するために、転出元市区町村へ個人番号と共に転出元の市区町村コードを提供する 場面に限定している。	

6. 情報提供ネットワークシステムとの接続		[] 接続しない(入手)	[] 接続しない(提供)
リスク1: 目的外の入手が行われるリスク			
リスクに対する措置の内容	<p><中間サーバーにおける措置></p> <p>①情報照会機能により、情報提供ネットワークシステムに情報照会を行う際には、情報提供許可証の発行と照会内容の照会許可照会リストとの照会を情報提供ネットワークシステムに求め、情報提供ネットワークシステムから情報提供許可証を受領してから情報照会を実施することになる。つまり、番号法上認められた情報連携以外の照会を拒否する機能を備えており目的外提供やセキュリティリスクに対応している。</p> <p>②中間サーバーの職員認証・権限管理機能では、ログイン時の職員認証の他に、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容の記録が実施されるため、不適切な接続端末の操作や、不適切なオンライン連携を抑止する仕組みになっている。</p> <p>(「6. 情報提供ネットワークシステムとの接続」の項目全般については、新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務以外を記載)</p>		
リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 3) 課題が残されている	2) 十分である
リスク2: 不正な提供が行われるリスク			
リスクに対する措置の内容	<p><中間サーバーにおける措置></p> <p>①情報提供機能により、情報提供ネットワークシステムにおける照会許可照会リストを情報提供ネットワークシステムから入手し、中間サーバーにも格納して情報提供機能により照会許可照会リストに基づき情報連携が認められた特定個人情報の提供の要求であるかチェックを実施している。</p> <p>②情報提供機能により、情報提供ネットワークシステムに情報提供を行う際には、情報提供ネットワークシステムから情報提供許可証と情報照会者へたどり着くための経路情報を受領し、照会内容に対応した情報を自動で生成して送付することで、特定個人情報が不正に提供されるリスクに対応している。</p> <p>③特に慎重な対応が求められる情報については、自動応答を行わないように自動応答不可フラグを設定し、特定個人情報の提供を行う際に送信内容を改めて確認し、提供を行うことでセンシティブな特定個人情報が不正に提供されるリスクに対応している。</p> <p>④中間サーバーの職員認証・権限管理機能では、ログイン時の職員認証の他に、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容の記録が実施されるため不適切な接続端末の操作や、不適切なオンライン連携を抑止する仕組みになっている。</p>		
リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 3) 課題が残されている	2) 十分である
情報提供ネットワークシステムとの接続に伴うその他のリスク及びそのリスクに対する措置			
<p><中間サーバーにおける措置></p> <p>①中間サーバーの職員認証・権限管理機能では、ログイン時の職員認証の他に、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容の記録が実施されるため、不適切な接続端末の操作や、不適切なオンライン連携を抑止する仕組みになっている。</p> <p>②情報連携においてのみ、情報提供用個人識別符号を用いることがシステム上担保されており、不正な名寄せが行われるリスクに対応している。</p> <p>③中間サーバーと既存システム、情報提供ネットワークシステムとの間は、高度なセキュリティを維持した行政専用のネットワーク(総合行政ネットワーク等)を利用することにより、安全性を確保している。</p> <p>④中間サーバーと団体についてはVPN等の技術を利用し、団体ごとに通信回線を分離するとともに、通信を暗号化することで安全性を確保している。</p> <p>⑤中間サーバー・プラットフォームでは、特定個人情報を管理するデータベースを地方公共団体ごとに区分管理(アクセス制御)しており、中間サーバー・プラットフォームを利用する団体であっても他団体が管理する情報には一切アクセスできない。</p> <p>⑥特定個人情報の管理を地方公共団体のみが行うことで、中間サーバー・プラットフォームの保守・運用を行う事業者における情報漏えい等のリスクを極小化する。</p>			
7. 特定個人情報の保管・消去			
リスク: 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスク			
①事故発生時手順の策定・周知	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 3) 十分に行っていない	2) 十分に行っている
②過去3年以内に、評価実施機関において、個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり	2) 発生なし
その内容	-		
再発防止策の内容	-		

<p>その他の措置の内容</p>	<p><ワクチン接種記録システムにおける措置> 【物理的対策】ワクチン接種記録システムは、特定個人情報の適切な取扱いに関するガイドライン、政府機関等の情報セキュリティ対策のための統一基準群に準拠した開発・運用がされており、情報セキュリティの国際規格を取得しているクラウド サービスを利用しているため、特定個人情報の適切な取扱いに関するガイドラインで求める物理的対策を満たしている。主に以下の物理的対策を講じている。 ・サーバ設置場所等への入退室記録管理、施錠管理・日本国内にデータセンターが存在するクラウド サービスを利用している。 【技術的対策】ワクチン接種記録システムは、特定個人情報の適切な取扱いに関するガイドライン、政府機関等の情報セキュリティ対策のための統一基準群に準拠した開発・運用がされており、情報セキュリティの国際規格を取得しているクラウド サービスを利用しているため、特定個人情報の適切な取扱いに関するガイドラインで求める技術的対策を満たしている。主に以下の技術的対策を講じている。 ・論理的に区分された当該市区町村の領域にデータを保管する。・当該領域のデータは、暗号化処理をする。・個人番号が含まれる領域はインターネットからアクセスできないように制御している。 ・国、都道府県からは特定個人情報にアクセスできないように制御している。 ・当該システムへの不正アクセスの防止のため、外部からの侵入検知・通知機能を備えている。 ・LG-WAN端末とワクチン接種記録システムとの通信は暗号化を行うことにより、通信内容の秘匿及び盗聴防止の対応をしている。 (新型コロナウイルス感染症予防接種証明書電子交付機能) ・電子交付アプリには、申請情報を記録しないこととしている。 ・電子交付アプリとVRSとの通信は暗号化を行うことにより、通信内容の秘匿及び盗聴防止の対応をしている。 (新型コロナウイルス感染症予防接種証明書コンビニ交付) ・証明書交付センターシステム及びキオスク端末には、申請情報・証明書データを記録しないこととしている。 ・キオスク端末と証明書交付センターシステム間の通信については専用回線、 証明書交付センターシステムとVRS間の通信についてはLGWAN回線を使用し、情報漏えいを防止する。 また、通信は暗号化を行うことにより、通信内容の秘匿及び盗聴防止の対応をしている。</p>
<p>リスクへの対策は十分か</p>	<p>[十分である] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている</p>
<p>特定個人情報の保管・消去におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置</p>	
<p>・帳票類は施錠のできる倉庫やキャビネットにより厳重に管理されている。 ・バックアップデータの遠隔地保管をしている。</p>	

8. 監査	
実施の有無	[<input type="radio"/>] 自己点検 [<input type="radio"/>] 内部監査 [<input type="checkbox"/>] 外部監査
9. 従業者に対する教育・啓発	
従業者に対する教育・啓発	[<input type="checkbox"/> 十分に行っている] <選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
具体的な方法	<p>新採用職員研修、個人情報保護に関する研修会や情報セキュリティに関する説明会に出席、及び出席者が資料を課内回覧することにより、職員への周知・啓発を図っている。</p> <p><新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務における追加措置></p> <p>デジタル庁(内閣官房情報通信技術(IT)総合戦略室)から発出された「新型コロナウイルスワクチン接種記録 システムの利用にあたっての確認事項」に同意のうえ、第9条(市区町村の責任)に則し、適切に 職員等の当該システムの利用を管理し、必要な指導をする。</p>
10. その他のリスク対策	
<p><新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務における追加措置></p> <p>デジタル庁(内閣官房情報通信技術(IT)総合戦略室)から発出された「新型コロナウイルスワクチン接種記録システムの利用にあたっての確認事項」に同意のうえ、第7条(情報到達の責任分界点)、第8条(通信経路の責任分界点)、第9条(市区町村の責任)に 則し、適切に当該システムを利用し、万が一、障害や情報漏えいが生じた場合、適切な対応をとることができる体制を構築する。</p>	

IV 開示請求、問合せ

1. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
①請求先	平塚市 市民部 市民情報・相談課 情報公開担当 〒254-8686 神奈川県平塚市浅間町9番1号 電話番号(0463)21-8764
②請求方法	指定様式による書面の提出により開示・訂正・利用停止請求を受け付ける。
③法令による特別の手続	—
④個人情報ファイル簿への不記載等	—
2. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
①連絡先	平塚市 健康・こども部 健康課 予防担当 〒254-0082 神奈川県平塚市東豊田448番地3 電話番号(0463)55-2111
②対応方法	問い合わせを受け付けた際には対応内容につき記録を残す。

V 評価実施手続

1. 基礎項目評価	
①実施日	2021/11/15
②しきい値判断結果	[基礎項目評価及び重点項目評価の実施が義務付けられる] <選択肢> 1) 基礎項目評価及び重点項目評価の実施が義務付けられる 2) 基礎項目評価の実施が義務付けられる(任意に重点項目評価を実施) 3) 特定個人情報保護評価の実施が義務付けられない(任意に重点項目評価を実施)
2. 国民・住民等からの意見の聴取【任意】	
①方法	—
②実施日・期間	—
③主な意見の内容	—
3. 第三者点検【任意】	
①実施日	—
②方法	—
③結果	—

(別添2)変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
2016/4/28	評価実施機関における担当部署 ②所属長	健康課長 宮川 康樹	健康課長 山田 透	事後	人事異動に伴う所属長の変更であるため、重要な変更には該当しない。
2017/1/4	情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	(特定個人情報の照会ができる根拠規定) 番号法第19条第7号 別表第2(17, 18, 19項)	(特定個人情報の提供ができる根拠規定) 番号法第19条第7号 別表第2(第16の2項) (特定個人情報の照会ができる根拠規定) 番号法第19条第7号 別表第2(第16の2, 17, 18, 19項)	事前	予防接種法による予防接種の実施に関する情報に係るデータ標準レイアウトが公表されたことに伴い追加。 情報提供ネットワークシステム改修前のため、提出時期は事前とする。
2017/1/4	特定個人情報の入手・使用 ①入手元	地方公共団体・地方独立行政法人(都道府県知事、市町村長、後期高齢者医療広域連合、地方公務員共済組合、地方公務員災害補償基金)	地方公共団体・地方独立行政法人(都道府県知事、市町村長、後期高齢者医療広域連合、地方公務員共済組合)	事前	主務省令事項の整理において地方公務員災害補償基金が削除されたことに伴い削除。 情報提供ネットワークシステム改修前のため、提出時期は事前とする。
2017/1/4	特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託の有無	(2)件	(3)件	事前	健康管理システムの保守・運用委託業者において、今後の保守・運用時に、特定個人情報ファイルを取り扱う可能性が生じたため1件追加。 特定個人情報ファイルを取り扱う前のため、提出時期は事前とする。
2017/1/4	特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項3	記載なし	健康管理システムの運用・保守	事前	健康管理システムの保守・運用委託業者において、今後の保守・運用時に、特定個人情報ファイルを取り扱う可能性が生じたため追加。 特定個人情報ファイルを取り扱う前のため、提出時期は事前とする。

2017/1/4	特定個人情報ファイルの取扱いの委託 ①委託内容	記載なし	予防接種に関する事務における特定個人情報ファイルの一部取扱い	事前	健康管理システムの保守・運用委託業者において、今後の保守・運用時に、特定個人情報ファイルを取り扱う可能性が生じたため追加。 特定個人情報ファイルを取り扱う前のため、提出時期は事前とする。
2017/1/4	特定個人情報ファイルの取扱いの委託 ②委託先における取扱者数	記載なし	[10人未満]	事前	健康管理システムの保守・運用委託業者において、今後の保守・運用時に、特定個人情報ファイルを取り扱う可能性が生じたため追加。 特定個人情報ファイルを取り扱う前のため、提出時期は事前とする。
2017/1/4	特定個人情報ファイルの取扱いの委託 ③委託先名	記載なし	日本電子計算株式会社	事前	健康管理システムの保守・運用委託業者において、今後の保守・運用時に、特定個人情報ファイルを取り扱う可能性が生じたため追加。 特定個人情報ファイルを取り扱う前のため、提出時期は事前とする。
2017/1/4	特定個人情報ファイルの取扱いの委託 再委託 ④再委託の有無	記載なし	[再委託しない]	事前	健康管理システムの保守・運用委託業者において、今後保守・運用・障害発生時に、特定個人情報ファイルを取り扱う可能性が生じたため追加。 特定個人情報ファイルを取り扱う前のため、提出時期は事前とする。
2017/1/4	特定個人情報の提供・移転 (委託に伴うものを除く。) 提供・移転の有無	行っていない	[O]提供を行っている(1)件	事前	予防接種法による予防接種の実施に関する情報に係るデータ標準レイアウトが公表されたことに伴い追加。 情報提供ネットワークシステム改修前のため、提出時期は事前とする。

2017/1/4	特定個人情報の提供・移転 (委託に伴うものを除く。) 提供先1	なし	都道府県知事	事前	予防接種法による予防接種の実施に関する情報に係るデータ標準レイアウトが公表されたことに伴い追加。 情報提供ネットワークシステム改修前のため、提出時期は事前とする。
2017/1/4	特定個人情報の提供・移転 (委託に伴うものを除く。) 提供先1 ①法令上の根拠	なし	番号法第19条第7号 別表第2(第16の2項)	事前	予防接種法による予防接種の実施に関する情報に係るデータ標準レイアウトが公表されたことに伴い追加。 情報提供ネットワークシステム改修前のため、提出時期は事前とする。
2017/1/4	特定個人情報の提供・移転 (委託に伴うものを除く。) 提供先1 ②提供先における用途	なし	予防接種法による予防接種の実施に関する情報であって主務省令で定めるもの(別表第2項番16の2)	事前	予防接種法による予防接種の実施に関する情報に係るデータ標準レイアウトが公表されたことに伴い追加。 情報提供ネットワークシステム改修前のため、提出時期は事前とする。
2017/1/4	特定個人情報の提供・移転 (委託に伴うものを除く。) 提供先1 ③提供する情報	なし	予防接種法による予防接種の実施に関する情報であって主務省令で定めるもの	事前	予防接種法による予防接種の実施に関する情報に係るデータ標準レイアウトが公表されたことに伴い追加。 情報提供ネットワークシステム改修前のため、提出時期は事前とする。
2017/1/4	特定個人情報の提供・移転 (委託に伴うものを除く。) 提供先1 ④提供する情報の対象となる本人の数	なし	10万人以上100万人未満	事前	予防接種法による予防接種の実施に関する情報に係るデータ標準レイアウトが公表されたことに伴い追加。 情報提供ネットワークシステム改修前のため、提出時期は事前とする。

2017/1/4	特定個人情報の提供・移転 (委託に伴うものを除く。) 提供先1 ⑤提供する情報の対象となる 本人の範囲	なし	平塚市の区域内の住民(住基法第5条に基づ き住民基本台帳に記録された住民)	事前	予防接種法による予防接種 の実施に関する情報に係る データ標準レイアウトが公表さ れたことに伴い追加。 情報提供ネットワークシステ ム改修前のため、提出時期は 事前とする。
2017/1/4	特定個人情報の提供・移転 (委託に伴うものを除く。) 提供先1 ⑥提供方法	なし	[○]情報提供ネットワークシステム	事前	予防接種法による予防接種 の実施に関する情報に係る データ標準レイアウトが公表さ れたことに伴い追加。 情報提供ネットワークシステ ム改修前のため、提出時期は 事前とする。
2017/1/4	特定個人情報の提供・移転 (委託に伴うものを除く。) 提供先1 ⑦時期・頻度	なし	照会を受けたらその都度	事前	予防接種法による予防接種 の実施に関する情報に係る データ標準レイアウトが公表さ れたことに伴い追加。 情報提供ネットワークシステ ム改修前のため、提出時期は 事前とする。
2017/1/4	情報提供ネットワークシステ ムとの接続	[○]接続しない(提供)	[]接続しない(提供)	事前	予防接種法による予防接種 の実施に関する情報に係る データ標準レイアウトが公表さ れたことに伴い削除。 情報提供ネットワークシステ ム改修前のため、提出時期は 事前とする。

2017/1/4	リスク2:不正な提供が行われるリスク リスクに対する措置の内容	なし	<p><中間サーバーにおける措置></p> <p>①情報提供機能により、情報提供ネットワークシステムにおける照会許可照会リストを情報提供ネットワークシステムから入手し、中間サーバーにも格納して情報提供機能により照会許可照会リストに基づき情報連携が認められた特定個人情報の提供の要求であるかチェックを実施している。</p> <p>②情報提供機能により、情報提供ネットワークシステムに情報提供を行う際には、情報提供ネットワークシステムから情報提供許可証と情報照会者へたどり着くための経路情報を受領し、照会内容に対応した情報を自動で生成して送付することで、特定個人情報が不正に提供されるリスクに対応している。</p> <p>③特に慎重な対応が求められる情報については、自動応答を行わないように自動応答不可フラグを設定し、特定個人情報の提供を行う際に送信内容を改めて確認し、提供を行うことでセンシティブな特定個人情報が不正に提供されるリスクに対応している。</p> <p>④中間サーバーの職員認証・権限管理機能では、ログイン時の職員認証の他に、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容の記録が実施されるため不適切な接続端末の操作や、不適切なオンライン連携を抑止する仕組みになっている。</p>	事前	<p>予防接種法による予防接種の実施に関する情報に係るデータ標準レイアウトが公表されたことに伴い追加。 情報提供ネットワークシステム改修前のため、提出時期は事前とする。</p>
2017/1/4	リスク2:不正な提供が行われるリスク リスクに対策は十分か	なし	十分である	事前	<p>予防接種法による予防接種の実施に関する情報に係るデータ標準レイアウトが公表されたことに伴い追加。 情報提供ネットワークシステム改修前のため、提出時期は事前とする。</p>

2017/1/4	情報提供ネットワークシステムとの接続に伴うその他のリスク及びそのリスクに対する措置	なし	<p><中間サーバーにおける措置></p> <p>①中間サーバーの職員認証・権限管理機能では、ログイン時の職員認証の他に、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容の記録が実施されるため、不適切な接続端末の操作や、不適切なオンライン連携を抑止する仕組みになっている。</p> <p>②情報連携においてのみ、情報提供用個人識別符号を用いることがシステム上担保されており、不正な名寄せが行われるリスクに対応している。</p> <p>③中間サーバーと既存システム、情報提供ネットワークシステムとの間は、高度なセキュリティを維持した行政専用のネットワーク(総合行政ネットワーク等)を利用することにより、安全性を確保している。</p> <p>④中間サーバーと団体についてはVPN等の技術を利用し、団体ごとに通信回線を分離するとともに、通信を暗号化することで安全性を確保している。</p> <p>⑤中間サーバー・プラットフォームでは、特定個人情報を管理するデータベースを地方公共団体ごとに区分管理(アクセス制御)しており、中間サーバー・プラットフォームを利用する団体であっても他団体が管理する情報には一切アクセスできない。</p> <p>⑥特定個人情報の管理を地方公共団体のみが行うことで、中間サーバー・プラットフォームの保守・運用を行う事業者における情報漏えい等のリスクを極小化する。</p>	事前	<p>予防接種法による予防接種の実施に関する情報に係るデータ標準レイアウトが公表されたことに伴い追加。</p> <p>情報提供ネットワークシステム改修前のため、提出時期は事前とする。</p>
2017/4/28	<p>リスク2:権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスク</p> <p>ユーザ認証の管理 具体的な管理方法</p>	<p><共通基盤システムにおける措置></p> <p>共通基盤システムにて使用する認証システムは人事異動時に加え、退職・休職等に随時メンテナンスを行っている。画面ロックの解除のための認証システムも同様にメンテナンスを行う。(予定)</p> <p>一定期間アクセスログを保存する。</p>	<p><共通基盤システムにおける措置></p> <p>共通基盤システムにて使用する認証システムは人事異動時に加え、退職・休職等に随時メンテナンスを行っている。画面ロックの解除のための認証システムも同様にメンテナンスを行う。一定期間アクセスログを保存する。</p>	事後	<p>特定個人情報保護評価書を公表する前は、共通基盤システムにおける措置が確定していなかったが、特定個人情報の使用が始まり、予定通り共通基盤システムにおける措置を行っているため、(予定)という文言を削除</p>

2018/4/27	評価実施機関における担当 部署 ②所属長	健康課長 山田 透	健康課長 磯部 達男	事後	人事異動に伴う所属長の変更 であるため、重要な変更には 該当しない。
2021/2/1	I 基本情報 1. 特定個人情報ファイルを取り 扱う事務 ②事務の内容	(評価対象事務全体の概要) 予防接種法(昭和三十二年法律第六十八号) による予防接種の実施又は給付の支給に関す る事務であって主務省令で定めるもの。 1. 住民であって政令で定める者に対し、期 日・期間を指定して予防接種を行わなければな らないこととなっており、その実施に係る事務。 2. 定期的予防接種又は臨時の予防接種を受 けたことにより疾病にかかり、障害の状態とな り、又は死亡した場合に、健康被害救済の給付 を行うこととされており、支給を受ける者が請求 する際の手続。	(評価対象事務全体の概要) 予防接種法(昭和三十二年法律第六十八号) 及び新型インフルエンザ等対策特別措置法に 基づく予防接種の実施又は給付の支給に関す る事務であって主務省令で定めるもの。 1. 住民であって政令で定める者に対し、期 日・期間を指定して予防接種を行わなければな らないこととなっており、その実施に係る事務。 2. 定期的予防接種又は臨時の予防接種を受 けたことにより疾病にかかり、障害の状態とな り、又は死亡した場合に、健康被害救済の給付 を行うこととされており、支給を受ける者が請求 する際の手続。	事前	新型インフルエンザ等対策特 別措置法による予防接種の 実施に係る変更
2021/2/1	I 基本情報 4. 個人番号の利用 法令上の根拠	番号法第9条第1項 別表第1(第10項) 行政手続における特定の個人を識別するた めの番号の利用等に関する法律別表第一の主務 省令で定める事務を定める命令第10条	番号法第9条第1項 別表第1 第10項、第93 の2項 行政手続における特定の個人を識別するた めの番号の利用等に関する法律別表第一の主務 省令で定める事務を定める命令 第10条、第6 7条の2	事前	新型インフルエンザ等対策特 別措置法による予防接種の 実施に係る変更
2021/2/1	I 基本情報 5. 情報提供ネットワークス テムによる情報連携 ②法令上の根拠	(特定個人情報の提供ができる根拠規定) 番号法第19条第7号 別表第2(第16の2項) 行政手続における特定の個人を識別するた めの番号の利用等に関する法律別表第二の主務 省令で定める事務及び情報を定める命令第12 条の2 (特定個人情報の照会ができる根拠規定) 番号法第19条第7号 別表第2(第16の2、1 7、18、19項) 行政手続における特定の個人を識別するた めの番号の利用等に関する法律別表第二の主務 省令で定める事務及び情報を定める命令第12 条の2、第12条の3、第13条、第13条の2	(特定個人情報の提供ができる根拠規定) 番号法第19条第7号 別表第2 第16の2項、 第115の2項 行政手続における特定の個人を識別するた めの番号の利用等に関する法律別表第二の主務 省令で定める事務及び情報を定める命令 第1 2条の2、第59条の2 (特定個人情報の照会ができる根拠規定) 番号法第19条第7号 別表第2 第16の2、第 17項、第18項、第19項、第115の2項 行政手続における特定の個人を識別するた めの番号の利用等に関する法律別表第二の主務 省令で定める事務及び情報を定める命令 第1 2条の2、第12条の3、第13条、第13条の2、 第59条の2	事前	新型インフルエンザ等対策特 別措置法による予防接種の 実施に係る変更
2021/2/1	II 特定個人情報ファイルの 概要 5. 特定個人情報の提供・移 転(委託に伴うものを除く。) 提供先1 ①法令上の根拠	番号法第19条第7号 別表第2(第16の2項)	番号法第19条第7号 別表第2 第16の2項、 第115の2項	事前	新型インフルエンザ等対策特 別措置法による予防接種の 実施に係る変更

2021/2/1	II 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)提供先1 ②提供先における用途	予防接種法による予防接種の実施に関する情報であって主務省令で定めるもの(別表第2項番16の2)	予防接種法による予防接種の実施に関する情報であって主務省令で定めるもの(別表第2項番16の2、項番115の2)	事前	新型インフルエンザ等対策特別措置法による予防接種の実施に係る変更
2021/2/1	V 評価実施手続 1. 基礎項目評価書 ①実施日	2016/11/1	2021/2/1	事後	新型インフルエンザ等対策特別措置法による予防接種の実施に係る特定個人情報保護評価再実施に伴う記載変更
令和3年11月15日	・I 基本情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ②事務の内容	なし	・ワクチン接種記録システム(VRS)へ予防接種対象者及び発行した接種券の登録を行う。 ・予防接種の実施後に接種記録等を登録、管理し、他市区町村へ接種記録の照会・提供を行う。 ・予防接種の実施後に、接種者からの申請に基づき、新型コロナウイルス感染症予防接種証明証の交付を行う	事後	特定個人情報保護評価に関する規則第9条第2項の規定(緊急時の事後評価)の適用対象のため。
令和3年11月15日	I 基本情報 2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム①システムの名称	なし	ワクチン接種記録システム(VRS)	事後	特定個人情報保護評価に関する規則第9条第2項の規定(緊急時の事後評価)の適用対象のため。
令和3年11月15日	I 基本情報 2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム②システムの機能	なし	・ワクチン接種記録システムへの接種対象者・接種券発行登録 ・接種記録の管理 ・転出/死亡時等のフラグ設定 ・他市区町村への接種記録の照会・提供 ・新型コロナウイルス感染症予防接種証明書の交付に係る接種記録の照会	事後	特定個人情報保護評価に関する規則第9条第2項の規定(緊急時の事後評価)の適用対象のため。
令和3年11月15日	I 基本情報 2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム③他のシステムとの接続	なし	[○健康管理システム	事後	特定個人情報保護評価に関する規則第9条第2項の規定(緊急時の事後評価)の適用対象のため。
令和3年11月15日	I 基本情報 4. 個人番号の利用_法令上の根拠	なし	番号法第19条第16号(新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務におけるワクチン接種記録システムを用いた情報提供・照会のみ) 番号法第19条第6号(委託先への提供)	事後	特定個人情報保護評価に関する規則第9条第2項の規定(緊急時の事後評価)の適用対象のため。

令和3年11月15日	II 特定個人情報ファイルの概要 3.特定個人情報の入手・使用 ②入手方法	なし	[○ワクチン接種記録システム (VRS)]	事後	特定個人情報保護評価に関する規則第9条第2項の規定(緊急時の事後評価)の適用対象のため。
令和3年11月15日	II 特定個人情報ファイルの概要 3.特定個人情報の入手・使用 ⑤使用方法	なし	・当市区町村への転入者について、転出元市区町村へ接種記録を照会するために特定個人情報を使用する。 ・当市区町村からの転出者について転出先市区町村へ当市区町村での接種記録を提供するために特定個人情報を使用する。 ・新型コロナウイルス感染症予防接種証明書の交付の際、接種記録を照会するために特定個人情報を使用する。	事後	特定個人情報保護評価に関する規則第9条第2項の規定(緊急時の事後評価)の適用対象のため。
令和3年11月15日	II 特定個人情報ファイルの概要 3.特定個人情報の入手・使用 ⑤使用方法_情報の突合	なし	当市区町村からの転出者について、当市区町村での接種記録を転出先市区町村に提供するために、転出先市区町村から個人番号を入手し、当市区町村の接種記録と突合する、(転出先市区町村にて本人から個人番号の提供に関して同意が得られた場合のみ当処理を行う)	事後	特定個人情報保護評価に関する規則第9条第2項の規定(緊急時の事後評価)の適用対象のため。
令和3年11月15日	II 特定個人情報ファイルの概要 (別添1).特定個人情報ファイル記録項目	なし	1. 個人番号、2. 宛名番号、3. 自治体コード、4. 接種券番号、5. 属性情報(氏名、生年月日、性別)、6. 接種状況(実施/未実施)、7. 接種回(1回目/2回目)、8. 接種日、9. ワクチンメーカー、10. ロット番号、11. ワクチン種類(※)、12. 製品名(※)、13. 旅券関係情報(旧姓・別姓・別名・ローマ字氏名、国籍、旅券番号)(※)、14. 証明書ID(※)、15. 証明書発行年月日(※) ※新型コロナウイルス感染症予防接種証明書の交付に必要な場合のみ	事後	特定個人情報保護評価に関する規則第9条第2項の規定(緊急時の事後評価)の適用対象のため。

令和3年11月15日	Ⅲリスク対策 2.特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)リスクに対する措置の内容	なし	<p>①転入者本人からの個人番号の入手 当市区町村の転入者について、転出先市区町村へ接種記録を照会するために、個人番号を入手する際は、新接種券発行申請書兼接種記録確認同意書等により本人同意を取得し、さらに、番号法第16条に基づき、本人確認書類を確認することで、対象者以外の手入を防止する。</p> <p>②転出先市区町村からの個人番号の入手 当市区町村からの転出者について当市区町村での接種記録を転出先市区町村へ提供するため転出先市区町村から個人番号を入手するが、その際は、転出先市区町村において本人同意及び本人確認が行われた情報だけをワクチン接種記録システムを通じて入手する。</p> <p>③新型コロナウイルス感染症予防接種証明書の交付申請者からの個人番号の入手 接種者について、新型コロナウイルス感染症予防接種証明書の交付のために個人番号を入手するのは、接種者から接種証明書の交付申請があった場合のみとし、さらに、番号法第16条に基づき、本人確認書類を確認することで、対象者以外の情報を入手を防止する。</p>	事後	特定個人情報保護評価に関する規則第9条第2項の規定(緊急時の事後評価)の適用対象のため。
令和3年11月15日	Ⅲリスク対策 2.特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置	なし	<ul style="list-style-type: none"> ・入手した特定個人情報については、限定された端末を利用して国から配布されたユーザーIDを使用し、ログインした場合だけ、アクセスできるように制御している。 ・ワクチン接種記録システムのデータベースは、市区町村ごとに論理的の区分されており、他市区町村の領域からは特定個人情報の入手ができないようアクセス制御している ・入手する特定個人情報については、情報漏えいを防止するために、暗号化された通信回線を使用する。 	事後	特定個人情報保護評価に関する規則第9条第2項の規定(緊急時の事後評価)の適用対象のため。
令和3年11月15日	Ⅲリスク対策.3.特定個人情報の使用 リスク1:目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスク リスクに対する措置の内容	なし	<ul style="list-style-type: none"> ・接種会場等では、接種券番号の読取端末(タブレット端末)からインターネット経由でワクチン接種記録システムに接続できるが、個人番号にはアクセスできないように制御している。 	事後	特定個人情報保護評価に関する規則第9条第2項の規定(緊急時の事後評価)の適用対象のため。

<p>令和3年11月15日</p>	<p>Ⅲリスク対策 3.特定個人情報の使用 リスク2: 権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスク 具体的な管理方法</p>	<p>なし</p>	<p>権限のない者によって不正に使用されないよう、以下の対策を講じている。 ・ワクチン接種記録システムにおける特定個人情報へのアクセスは、LG-WAN端末による操作に限り可能になるよう制御している。 ・LG-WAN端末は限定された者しかログインできる権限を保持しない ・ワクチン接種記録システムにおけるログイン認証は、ユーザーID/パスワードにて行う。 ・ワクチン接種記録システムへのログイン用のユーザーIDは、国に対してユーザー登録を事前申請した者に限定して発行される。</p>	<p>事後</p>	<p>特定個人情報保護評価に関する規則第9条第2項の規定(緊急時の事後評価)の適用対象のため。</p>
<p>令和3年11月15日</p>	<p>Ⅲリスク対策 3.特定個人情報の使用 リスク2: 権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスク その他の措置の内容</p>	<p>なし</p>	<p>システム上の操作のログを取得しており、操作ログを確認できる。</p>	<p>事後</p>	<p>特定個人情報保護評価に関する規則第9条第2項の規定(緊急時の事後評価)の適用対象のため。</p>

令和3年11月15日	Ⅲリスク対策 3.特定個人情報の使用_リスク 2:権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスク 特定個人情報の使用におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置	なし	<p>①住民基本台帳システムや予防接種台帳システムから特定個人情報を抽出したCSVファイルをワクチン接種記録システムへ登録する際には、以下のようにしている。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・作業を行う職員及び端末を必要最小限に限定する。 ・作業に用いる電子記録媒体については、不正な複製、持ち出し等を防止するために、許可された専用の外部記録媒体を使用する。また、媒体管理簿等に使用の記録を記載する等、利用履歴を残す。 ・作業に用いる電子記録媒体の取扱いについては、承認を行い、当該承認の記録を残す。 ・電子記録媒体に格納するデータについては、暗号化やパスワード設定を行う。 ・電子記録媒体による作業を終了したら、内部のデータを確実に消去する。管理簿に消去の記録を記載する等、消去履歴を残す。 <p>②特定個人情報を使用する場面を、必要最小限に限定している。具体的には以下の3つの場面に限定している。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・当市区町村の転入者について、転出元市区町村へ接種記録を照会するために、転入者本人から個人番号の提供の同意が得られた場合のみ入手し、使用する。 ・当市区町村からの転出者について、当市区町村での接種記録を転出先市区町村へ提供するために、個人番号を入手し、使用する。 ・接種者について、新型コロナウイルス感染症予防接種証明書の交付申請があった場合に、接種記録を照会するために、個人番号を入手し、使用する。 <p>③ワクチン接種記録システムからCSVファイルにてダウンロードする接種記録データには、個</p>	事後	特定個人情報保護評価に関する規則第9条第2項の規定(緊急時の事後評価)の適用対象のため。
令和3年11月15日	V評価実施手続 1.基礎項目評価①実施日	2021/2/1	2021/11/15	事後	特定個人情報保護評価に関する規則第9条第2項の規定(緊急時の事後評価)の適用対象のため。
令和4年4月22日	I 基本情報 2特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム②システムの機能	なし	新型コロナウイルス感染症予防接種証明書の電子申請受付・電子交付の実施	事後	する規則第9条第2項の規定(緊急時の事後評価)の適用対象のため。

令和4年4月22日	II 特定個人情報ファイルの概要 3特定個人情報の入手・使用 ②入手方法	その他(ワクチン接種記録システム(VRS))	その他(ワクチン接種記録システム(VRS)(新型コロナウイルス感染症予防接種証明書電子交付機能を含む))	事後	する規則第9条第2項の規定(緊急時の事後評価)の適用対象のため。
令和4年4月22日	II 特定個人情報ファイルの概要 3特定個人情報の入手・使用 ⑤使用方法	当市区町村への転入者について、転出元市区町村へ接種記録を照会するために特定個人情報を使用する	当市区町村への転入者について、転出元市区町村へ接種記録を照会するとともに、接種券の発行のために特定個人情報を使用する	事後	特定個人情報保護評価に関する規則第9条第2項の規定(緊急時の事後評価)の適用対象のため。
令和4年4月22日	II 特定個人情報ファイルの概要 3特定個人情報の入手・使用 ⑤使用方法 情報の突合	(新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務) 当市区町村からの転出者について、当市区町村での接種記録を転出先市区町村に提供するために、転出先市区町村から個人番号を入手し、当市区町村の接種記録と突合する(転出先市区町村にて、本人から個人番号の提供に関して同意が得られた場合のみ当処理を行う)	(新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務) 当市区町村からの転出者について、当市区町村での接種記録を転出先市区町村に提供するために、他市区町村から個人番号を入手し、当市区町村の接種記録と突合する	事後	特定個人情報保護評価に関する規則第9条第2項の規定(緊急時の事後評価)の適用対象のため。
令和4年4月22日	II 特定個人情報ファイルの概要 4特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項4	なし	新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務に関するワクチン接種記録システム(VRS)(新型コロナウイルス感染症予防接種証明書電子交付機能を含む)を用いた特定個人情報ファイルの管理等	事後	特定個人情報保護評価に関する規則第9条第2項の規定(緊急時の事後評価)の適用対象のため。
令和4年4月22日	II 特定個人情報ファイルの概要 4特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項4①委託内容	新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務に関するワクチン接種記録システム(VRS)を用いた特定個人情報ファイルの整理等	新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務に関するワクチン接種記録システム(VRS)(新型コロナウイルス感染症予防接種証明書電子交付機能を含む)を用いた特定個人情報ファイルの整理等	事後	特定個人情報保護評価に関する規則第9条第2項の規定(緊急時の事後評価)の適用対象のため。
令和4年4月22日	II 特定個人情報ファイルの概要 6特定個人情報の保管・消去	なし	(新型コロナウイルス感染症予防接種証明書電子交付機能) 電子交付アプリ及び同アプリの利用端末には、申請情報を記録しないこととしている。	事後	特定個人情報保護評価に関する規則第9条第2項の規定(緊急時の事後評価)の適用対象のため。
令和4年4月22日	II 特定個人情報ファイルの概要 (別添1).特定個人情報ファイル記録項目	7. 接種回(1回目/2回目)	7. 接種回(1回目/2回目/3回目)	事後	特定個人情報保護評価に関する規則第9条第2項の規定(緊急時の事後評価)の適用対象のため。

<p>令和4年4月22日</p>	<p>Ⅲリスク対策 2.特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)リスクに対する措置の内容</p>	<p>(新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務における追加措置) ①転入者本人からの個人番号の入手 当市区町村の転入者について、転出先市区町村へ接種記録を照会するために、個人番号を入手する際は、新接種券発行申請書兼接種記録確認同意書等により本人同意を取得し、さらに、番号法第16条に基づき、本人確認書類を確認することで、対象者以外の入手を防止する。 ②転出先市区町村からの個人番号の入手 当市区町村からの転出者について当市区町村での接種記録を転出先市区町村へ提供するため転出先市区町村から個人番号を入手するが、その際は、転出先市区町村において本人同意及び本人確認が行われた情報だけをワクチン接種記録システムを通じて入手する。 ③新型コロナウイルス感染症予防接種証明書の交付申請者からの個人番号の入手 接種者について、新型コロナウイルス感染症予防接種証明書の交付のために個人番号を入手するのは、接種者から接種証明書の交付申請があった場合のみとし、さらに、番号法第16条に基づき、本人確認書類を確認することで、対象者以外の情報を入手を防止する。</p>	<p>(新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務における追加措置) ①転入者本人からの個人番号の入手 当市区町村の転入者について、転出先市区町村へ接種記録を照会するために、本人から個人番号を入手する場合は、新接種券発行申請書兼接種記録確認同意書等により本人同意を取得し、さらに、番号法第16条に基づき、本人確認書類を確認することで、対象者以外の入手を防止する。 ②他市区町村からの個人番号の入手 当市区町村からの転出者について当市区町村での接種記録を転出先市区町村へ提供するため、他市区町村から個人番号を入手するが、その際は、他市区町村において住民基本台帳等により照会対象者の個人番号であることを確認した上でワクチン接種記録システムを通じて入手する。 ③転出元市区町村からの接種記録の入手 当市区町村への転入について、転入元市区町村から接種記録を入手するが、その際は、当市区町村において住民基本台帳等により照会対象者の個人番号であることを確認し、当該個人番号に対応する個人の接種記録のみをワクチン接種記録システム(VRS)を通じて入手する。 ④新型コロナウイルス感染症予防接種証明書の交付申請者からの個人番号の入手 接種者について、新型コロナウイルス感染症予防接種証明書の交付のために個人番号を入手するのは、接種者から接種証明書の交付申請があった場合のみとし、さらに、番号法第16条に基づき、本人確認書類を確認することで、対象者以外の情報を入手を防止する。 (新型コロナウイルス感染症予防接種証明書電子交付機能) 交付申請には、個人番号コードのICチップ読み取り(券面事項入力補助AP)と暗証番号入力(券面事項入力補助APの暗証番号)による二</p>	<p>事後</p>	<p>特定個人情報保護評価に関する規則第9条第2項の規定(緊急時の事後評価)の適用対象のため。</p>
------------------	---	--	--	-----------	---

<p>令和4年4月22日</p>	<p>Ⅲリスク対策 2.特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置</p>	<p>なし</p>	<p>(新型コロナウイルス感染症予防接種証明書電子交付機能) ・個人番号カードや旅券の読み取りにより必要な情報を入力し、申請者の自由入力避けることで、 交付申請者が不要な情報を送信してしまうリスクを防止する。 ・当該機能では、専用アプリからのみ交付申請を可能とする。アプリの改ざん防止措置を講じることで、 意図しない不適切な方法で特定個人情報が送信されることを避ける。 ・個人番号カードのICチップ読み取り(券面事項入力補助AP)と暗証番号入力(券面事項入力補助APの暗証番号) による二要素認証で本人確認を行うため、本人からの情報のみが送信される。 ・券面入力補助APを活用し、個人番号カード内の記憶領域に格納された個人番号を申請情報として 自動的に入力することにより、不正確な個人番号の入力を抑止する措置を講じている。 ・券面事項入力補助APから取得する情報(4情報・マイナンバー)に付されている署名について、 VRSIにおいて真正性の検証を行い、送信情報の真正性を確認する措置を講じている。 ・電子交付アプリとVRSとの通信は暗号化を行うことにより、通信内容の秘匿及び盗聴防止の対応をしている。</p>	<p>事後</p>	<p>特定個人情報保護評価に関する規則第9条第2項の規定(緊急時の事後評価)の適用対象のため。</p>
<p>令和4年4月22日</p>	<p>Ⅲリスク対策 3.特定個人情報の使用 2.権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスク 特定個人情報の使用におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置</p>	<p>・当市区町村の転入者について、転出元市区町村へ接種記録を照会するために、転入者本人から個人番号の提供の同意が得られた場合のみ入力し、使用する。</p>	<p>・当市区町村の転入者について、転出元市区町村へ接種記録を照会する場合のみ入力し、使用する。</p>	<p>事後</p>	<p>特定個人情報保護評価に関する規則第9条第2項の規定(緊急時の事後評価)の適用対象のため。</p>

令和4年4月22日	Ⅲリスク対策 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 その他の措置の内容	<p><新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務における追加措置> 当市区町村、国、当該システムの運用保守事業者の三者の関係を規定した「ワクチン接種記録システムの利用にあたっての確認事項(規約)」に同意することにより、当該確認事項に基づき、ワクチン接種記録システム(VRS)に係る特定個人情報の取扱いを当該システムの運用保守業者に委託することとする。なお、次の内容については、当該確認事項に規定されている。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 特定個人情報ファイルの閲覧者・更新者の制限 ・ 特定個人情報ファイルの取扱いの記録 ・ 特定個人情報の提供ルール/消去ルール ・ 委託契約書中の特定個人情報ファイルの取扱いに関する規定 ・ 再委託先による特定個人情報ファイルの適切な取扱いの確保 	<p><新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務における追加措置> 当市区町村、国、当該システムの運用保守事業者の三者の関係を規定した「ワクチン接種記録システムの利用にあたっての確認事項(規約)」に同意することにより、当該確認事項に基づき、ワクチン接種記録システム(VRS)(新型コロナウイルス感染症予防接種証明書電子交付機能を含む)に係る特定個人情報の取扱いを当該システムの運用保守業者に委託することとする。なお、次の内容については、当該確認事項に規定されている。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 特定個人情報ファイルの閲覧者・更新者の制限 ・ 特定個人情報ファイルの取扱いの記録 ・ 特定個人情報の提供ルール/消去ルール ・ 委託契約書中の特定個人情報ファイルの取扱いに関する規定 ・ 再委託先による特定個人情報ファイルの適切な取扱いの確保 ・ 新型コロナウイルス感染症予防接種証明書電子交付機能において、申請者本人から特定個人情報の提供を受ける際の入手に係る保護措置 	事後	特定個人情報保護評価に関する規則第9条第2項の規定(緊急時の事後評価)の適用対象のため。
令和4年4月22日	Ⅲリスク対策 7. 特定個人情報の保管・消去 その他の措置の内容	なし	(新型コロナウイルス感染症予防接種証明証電子交付機能)・電子交付アプリには、申請情報を記録しないこととしている。・電子交付アプリとVRSとの通信は暗号化を行うことにより、通信内容の秘匿及び盗聴防止の対応をしている。	事後	特定個人情報保護評価に関する規則第9条第2項の規定(緊急時の事後評価)の適用対象のため。
令和4年4月22日	Ⅲリスク対策 9. 従業者に対する教育・啓発 従業者に対する教育・啓発 具体的な方法	<p><新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務における追加措置> (内閣官房情報通信技術(IT)総合戦略室)から発出された「新型コロナウイルスワクチン接種記録 システムの利用にあたっての確認事項」に同意のうえ、第9条(市区町村の責任)に則し、適切に 職員等の当該システムの利用を管理し、必要な指導をする。</p>	<p><新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務における追加措置> デジタル庁(内閣官房情報通信技術(IT)総合戦略室)から発出された「新型コロナウイルスワクチン接種記録 システムの利用にあたっての確認事項」に同意のうえ、第9条(市区町村の責任)に則し、適切に 職員等の当該システムの利用を管理し、必要な指導をする。</p>	事後	特定個人情報保護評価に関する規則第9条第2項の規定(緊急時の事後評価)の適用対象のため。
令和4年4月22日	Ⅲリスク対策 10. その他のリスク対策	<p><新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務における追加措置> (内閣官房情報通信技術(IT)総合戦略室)から発出された「新型コロナウイルスワクチン接種記録システムの利用にあたっての確認事項」に同意のうえ、第7条(情報到達の責任分界点)、第8条(通信経路の責任分界点)、第9条(市区町村の責任)に 則し、適切に当該システムを利用し、万が一、障害や情報漏えいが生じた場合、適切な対応をとることができる体制を構築する。</p>	<p><新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務における追加措置> デジタル庁(内閣官房情報通信技術(IT)総合戦略室)から発出された「新型コロナウイルスワクチン接種記録システムの利用にあたっての確認事項」に同意のうえ、第7条(情報到達の責任分界点)、第8条(通信経路の責任分界点)、第9条(市区町村の責任)に 則し、適切に当該システムを利用し、万が一、障害や情報漏えいが生じた場合、適切な対応をとることができる体制を構築する。</p>	事後	特定個人情報保護評価に関する規則第9条第2項の規定(緊急時の事後評価)の適用対象のため。

令和4年8月1日	I 基本情報 2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム ②システムの機能	なし	新型コロナウイルス感染症予防接種証明書のコンビニ交付の実施	事後	する規則第9条第2項の規定(緊急時の事後評価)の適用対象のため。
令和4年8月1日	II 特定個人情報ファイルの概要 3. 特定個人情報の入手・使用 ②入手方法	その他(ワクチン接種記録システム(VRS)(新型コロナウイルス感染症予防接種証明書電子交付機能を含む))	その他(ワクチン接種記録システム(VRS)(新型コロナウイルス感染症予防接種証明書電子交付機能を含む)、(コンビニエンスストア等のキオスク端末及び証明書交付システム))	事後	特定個人情報保護評価に関する規則第9条第2項の規定(緊急時の事後評価)の適用対象
令和4年8月1日	II 特定個人情報ファイルの概要 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項4	新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務に関するワクチン接種記録システム(VRS)(新型コロナウイルス感染症予防接種証明書電子交付機能を含む)を用いた特定個人情報ファイルの管理等	新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務に関するワクチン接種記録システム(VRS)(新型コロナウイルス感染症予防接種証明書電子交付機能及びコンビニ交付関連機能を含む)を用いた特定個人情報ファイルの管理等	事後	特定個人情報保護評価に関する規則第9条第2項の規定(緊急時の事後評価)の適用対象のため。
令和4年8月1日	II 特定個人情報ファイルの概要 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項4①委託内容	新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務に関するワクチン接種記録システム(VRS)(新型コロナウイルス感染症予防接種証明書電子交付機能を含む)を用いた特定個人情報ファイルの整理等	新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務に関するワクチン接種記録システム(VRS)(新型コロナウイルス感染症予防接種証明書電子交付機能及びコンビニ交付関連機能を含む)を用いた特定個人情報ファイルの管理等	事後	特定個人情報保護評価に関する規則第9条第2項の規定(緊急時の事後評価)の適用対象のため。
令和4年8月1日	II 特定個人情報ファイルの概要 6. 特定個人情報の保管・消去	なし	(新型コロナウイルス感染症予防接種証明証コンビニ交付)証明書交付センターシステム及びキオスク端末には、申請情報・証明書データを記録しないこととしている。	事後	特定個人情報保護評価に関する規則第9条第2項の規定(緊急時の事後評価)の適用対象
令和4年8月1日	III リスク対策 2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)リスクに対する措置の内容	(新型コロナウイルス感染症予防接種証明書電子交付機能) 交付申請には、個人番号コードのICチップ読み取り(券面事項入力補助AP)と暗証番号入力(券面事項入力補助APの暗証番号)による二要素認証を必須とすることで、対象者以外の情報の入手を防止する。	(新型コロナウイルス感染症予防接種証明書電子交付機能、コンビニ交付) 交付申請には、個人番号コードのICチップ読み取り(券面事項入力補助AP)と暗証番号入力(券面事項入力補助APの暗証番号)による二要素認証を必須とすることで、対象者以外の情報の入手を防止する。	事後	特定個人情報保護評価に関する規則第9条第2項の規定(緊急時の事後評価)の適用対象のため。

<p>令和4年8月1日</p>	<p>Ⅲリスク対策 2.特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置</p>	<p>なし</p>	<p>(新型コロナウイルス感染症予防接種証明書コンビニ交付) <ul style="list-style-type: none"> ・個人番号カードの読み取りにより必要な情報を入手し、申請者の自由入力避けることで、交付申請者が不要な情報を送信してしまうリスクを防止する。 ・証明書交付センターにおいてキオスク端末の操作画面を制御し、コンビニ交付に対応する市町村に対してのみキオスク端末から交付申請を可能とすることで、意図しない不適切な方法で特定個人情報が送信されることを避ける。 ・個人番号カードのICチップ読み取り(券面事項入力補助AP)と暗証番号入力(券面事項入力補助APの暗証番号)による二要素認証で本人確認を行うため、本人からの情報のみが送信される。 ・券面入力補助APを活用し、個人番号カード内の記憶領域に格納された個人番号を申請情報として自動的に入力することにより、不正な個人番号の入力を抑止する措置を講じている。 ・券面事項入力補助APから取得する情報(4情報・マイナンバー)に付されている署名について、証明書交付センターシステムにおいて真正性の検証を行い、送信情報の真正性を確認する措置を講じている。 ・キオスク端末と証明書交付センターシステム間の通信については専用回線、証明書交付センターシステムとVRS間の通信についてはLGWAN回線を使用し、情報漏えいを防止する。また、通信は暗号化を行うことにより、通信内容の秘匿及び盗聴防止の対応をしている。 <p>さらに、キオスク端末の画面表示や音声案内により、マイナンバーカード及び証明書の取り忘れ防止対策を実施する。</p> </p>	<p>事後</p>	<p>特定個人情報保護評価に関する規則第9条第2項の規定(緊急時の事後評価)の適用対象のため。</p>
-----------------	--	-----------	--	-----------	---

令和4年8月1日	<p>Ⅲリスク対策 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 その他の措置の内容</p>	<p><新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務における追加措置> 当市区町村、国、当該システムの運用保守事業者の三者の関係を規定した「ワクチン接種記録システムの利用にあたっての確認事項(規約)」に同意することにより、当該確認事項に基づき、ワクチン接種記録システム(VRS)(新型コロナウイルス感染症予防接種証明書電子交付機能を含む)に係る特定個人情報の取扱いを当該システムの運用保守業者に委託することとする。なお、次の内容については、当該確認事項に規定されている。 ・ 特定個人情報ファイルの閲覧者・更新者の制限 ・ 特定個人情報ファイルの取扱いの記録 ・ 特定個人情報の提供ルール/消去ルール ・ 委託契約書中の特定個人情報ファイルの取扱いに関する規定 ・ 再委託先による特定個人情報ファイルの適切な取扱いの確保 ・ 新型コロナウイルス感染症予防接種証明書電子交付機能において、申請者本人から特定個人情報の提供を受ける際の入手に係る保護措置</p>	<p><新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務における追加措置> 当市区町村、国、当該システムの運用保守事業者の三者の関係を規定した「ワクチン接種記録システムの利用にあたっての確認事項(規約)」に同意することにより、当該確認事項に基づき、ワクチン接種記録システム(VRS)(新型コロナウイルス感染症予防接種証明書電子交付機能及びコンビニ交付関連機能を含む)に係る特定個人情報の取扱いを当該システムの運用保守業者に委託することとする。なお、次の内容については、当該確認事項に規定されている。 ・ 特定個人情報ファイルの閲覧者・更新者の制限 ・ 特定個人情報ファイルの取扱いの記録 ・ 特定個人情報の提供ルール/消去ルール ・ 委託契約書中の特定個人情報ファイルの取扱いに関する規定 ・ 再委託先による特定個人情報ファイルの適切な取扱いの確保 ・ 新型コロナウイルス感染症予防接種証明書電子交付機能において、申請者本人から特定個人情報の提供を受ける際の入手に係る保護措置</p>	事後	<p>特定個人情報保護評価に関する規則第9条第2項の規定(緊急時の事後評価)の適用対象のため。</p>
令和4年8月1日	<p>Ⅲリスク対策 7. 特定個人情報の保管・消去 その他の措置の内容</p>	なし	<p>(新型コロナウイルス感染症予防接種証明書コンビニ交付) ・ 証明書交付センターシステム及びキオスク端末には、申請情報・証明書データを記録しないこととしている。 ・ キオスク端末と証明書交付センターシステム間の通信については専用回線、証明書交付センターシステムとVRS間の通信についてはLGWAN回線を使用し、情報漏えいを防止する。 また、通信は暗号化を行うことにより、通信内容の秘匿及び盗聴防止の対応をしている。</p>	事後	<p>特定個人情報保護評価に関する規則第9条第2項の規定(緊急時の事後評価)の適用対象のため。</p>
